

## 大津野こども園乳児等通園支援事業

### 1, 事業の目的及び運営方針

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号・改正法）により乳児等通園支援事業を実施する。

子育て家庭の支援の強化のためにすべてのこどもの育ちを応援し、保育所、こども園等に通っていない子どもを含めてこどもの良質な成育環境の中で全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援をしていく。

### 運営方針及び保育理念

#### 運営方針

- 1、子どもたちの命、人権、またそのかわりを持つすべての人を大切にして福祉サービスを行います。子どもたちの健やかな成長発達を促し、生きる力の基礎を培う教育保育をします。
- 2、公共性の高い事業として事業内容の透明性をはかり、民主的な運営と健全な経営を目指します。
- 3、地域とのかかわりや子育て支援を充実させ、共に成長し、福祉に貢献できる法人を目指します。

#### 保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、生きる力の基礎を培い、生活を保障し保護者と共に子どもの心身を健やかに育成する。

#### 保育目標

- ・心身ともに健康で明るく、思ったことが素直に話せる子どもに
- ・友だちと仲良く遊び、協調できる子どもに
- ・自主自立の習慣を身につける子どもに
- ・環境に好奇心、探求心を持ち、生活に取り入れる力を持つ子どもに

#### 基本的生活習慣への援助

暖かい雰囲気の中で子どもたちの欲求を満ちし、子どもたちの心身の発達に応じて食事、睡眠、排泄、着脱、清潔習慣など援助します。

#### 遊び

月齢や年齢に応じて楽しめる玩具での遊びや絵本、外遊びなど経験できるように保育し

て子どもの成長、発達を促します。子ども同士の良い関係を作ります。

## 2. その提供する乳児等通園支援の内容

施設の種類	幼保連携型認定こども園
設置主体	社会福祉法人 育正福祉会
施設の名称	大津野こども園
住所	広島県福山市大門町3丁目10番11号
連絡先	電話番号 084-943-6030 FAX084-944-3080
施設長	園長 藤井資恵
保育場所	別棟 一時預かり保育室
対象年齢	生後6か月～2歳
利用定員	0歳児1名、1歳児2名、2歳3名
利用料金	保育料 1時間200円 おやつ代金 100円 給食代金 200円 利用料金は当日前払いをする。
利用日	月曜日～土曜日
保育時間	午前8時30分～午後4時のうち月10時間以内
休園日	日曜日、祝日、年始年末（12月29日～1月3日） 年度末（3月30日、31日）、天災（地震、水害、津波、台風直撃等で開園が不能の場合

### 利用にあたっての留意事項

乳児等支援事業利用登録後に電話等により予約を受けます。

乳児等通園支援事業利用申込書に記入後に面談をします。

保護者での送迎をお願いします。予約時間に遅れる場合や欠席の場合は速やかに連絡ください。

発熱や下痢、嘔吐、食事がとれなくて体調のよくないときは預かることはできません。

駐車場を利用する場合は、事故防止のため、駐車場の枠内に停車してください。

送迎時は必ずチャイルドシート装着ください。

### 給食について

乳幼児期の心身の発達に伴うバランスのとれた献立を実施して、楽しい食事、マナー、偏食の指導など乳幼児期の重要な保育の一環として給食（昼食やおやつ）を提供します。

面接時に子どもの食事の実態について把握して離乳食、きざみ食、アレルギー除去食など子どもたちに提供します。アレルギー除去食については、医師からの指示書により対応します。

### 3, 緊急時における対応方法 病気と怪我

園内で怪我をした場合、かかりつけ医、または相当の医療機関へ職員が同行し連れていくとともに並行して保護者に連絡をする。園で損害責任保険に加入しています。

園で37, 5℃以上の発熱、またその他、下痢、嘔吐など体調がすぐれないような場合は保護者に連絡し、迎えをお願いします。

嘱託医 歯科 IKEDA デンタルクリニック 内科 坂本眼科小児科クリニック

与薬については、原則として医療行為となるため、園ではしません。

預かり時間に与薬が緊急を要して必要な場合は園に相談ください。

### 4, 担当職員及び職務内容

保育教諭、保育士、保育補助者（研修受講済）が担当します。乳児等の生命の安全を確保しながら、一人ひとりの生活リズムを把握し、快適に過ごせるように生活、遊び、睡眠、食事、排泄、着脱を個別の援助や配慮を行います。

子どもの育ちに関する情報を保護者と保育者が共有し、子どもの成長を喜びあえる関係を築く。保護者の育児負担には、継続的な支援や情報提供をします。

### 5, 非常災害対策

避難消火訓練は毎月1回実施しています。 火災報知器設置（部屋）、消火器（玄関）に設置している。

近隣及び園からの火事の場合は、園庭や第三駐車場に避難後安全な場所へ移動します。

地震対策として部屋には転倒したり、落下物がないように家具、玩具、電気製品等を設置する。地震の揺れのときは、命を守るように適切に対応する。地震は被害に応じて保護者に連絡、お迎えをお願いします。

津波の場合は保護者へ連絡後に高台へ誘導します。

### 6, 虐待の防止のための措置

園の全職員は子どもの人権を十分に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して保育をします。

子どもへの言葉かけや援助の中で子どもの育ちや家庭環境への配慮を行い、思いやりをもって保育をする。虐待防止の研修を受け、虐待防止に努めます。

### 7, 苦情への対応

社会福祉法第82条の規定により、保護者の皆様からの苦情に対する体制を整えています。

乳児等通園支援事業に対する苦情体制

については事務室前の掲示板に展示していますのでご覧ください。意見箱は子どもの靴箱の上に設置していますので必要なときは、利用して

ください。苦情解決の結果につきましては、個人的に伝えます。

**8, 持ち物について**・・・すべてのものに必ず記名をお願いします。

- ・着替え（上下、下着）2着（活動しやすく、安全な服装をお願いします。）
- ・食事用エプロン            ・オシメ 5～7枚
- ・帽子            ・手拭きタオル            ・口拭きタオル
- ・汚れもの袋            ・おしりふき
- ・昼寝用の上下布団（午睡する場合）
- ・靴（歩行できる場合）
- ・スプーン、フォークセット            哺乳瓶（使用する場合）